

最低工賃の遵守について

最低工賃については、家内労働法（昭和 45 年 5 月 16 日法律第 60 号）第 14 条において、「委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。」と規定されており、守られない場合には処罰されることとなります。（[別添 1 沖縄県縫製業最低工賃一覧](#)）

厚生労働省及び経済産業省において下請取引の適正化という観点から、最低工賃の遵守を徹底するため、[別添 2 のとおり「下請事業主への配慮等について」（平成 27 年 11 月 13 日付け厚生労働省発医政 1113 第 1 号、20151020 中第 3 号）](#)を家内労働関係の事業主団体等あてに発出しております。

取引対価の決定に当たっては、原材料価格、エネルギー価格、人件費等の上昇を反映させ、また労務費の要素を考慮（「家内労働法」に規定する最低工賃の遵守を含む）する等、下請け業者に不当にしわ寄せされることのないよう配慮することが必要です。

なお、経済産業省では、11 月を下請取引適正化推進月間とし、コンプライアンスの強化と企業間取引の適正化をテーマとして「下請取引適正化推進シンポジウム」を[別添 3](#)のとおり開催することといたしております。